



2026年5月15日

各 位

会 社 名 キオクシアホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 早 坂 伸 夫
(コード番号：285A 東証プライム市場)
問 合 せ 先 開 示 部 長 園 田 誠
(TEL. 03-6478-2539)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について2026年6月25日開催予定の第8期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の目的

2025年7月25日付「自己株式（甲種優先株式及び乙種優先株式）の取得及び消却の完了に関するお知らせ」のとおり、当社は、発行済の甲種優先株式及び乙種優先株式の全てを取得したうえで消却しており、今後の発行予定もないことから、当社定款の当該各優先株式に係る定めを削除するとともに、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程（予定）

定時株主総会開催日	2026年6月25日
定款変更の効力発生日	2026年6月25日

以 上

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則 第1条～第5条 (条文省略) 第2章 株式 第6条 (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 当社の発行可能株式総数は、2,070,000,000株とし、<u>当社の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 普通株式 2,070,000,000株 (2) 甲種優先株式 1,200株 (3) 乙種優先株式 1,800株</p> <p>第7条 (条文省略) 第8条 (単元株式数) 当社の普通株式の単元株式数は100株とし、<u>甲種優先株式及び乙種優先株式の単元株式数は1株とする。</u></p> <p>第9条～第11条 (条文省略) 第3章 甲種優先株式 第12条 (甲種優先株式) <u>当社の発行する甲種優先株式の内容は、第2章及び本章に定めるとおりとし、特に定めがない点については、普通株式と同一の内容とする。</u></p> <p>第13条 (譲渡制限) <u>譲渡による甲種優先株式の取得については、当社の承認を得なければならない。</u></p> <p>第14条 (剰余金の配当) 1. <u>当社は、剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲種優先株式を有する株主(以下「甲種優先株主」という。)</u>又は<u>甲種優先株式の登録株式質権者(以下「甲種優先登録株式質権者」という。)</u>に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)<u>又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)</u>に対する配当(以下「普通配当」という。)に先立ち、<u>甲種優先株式1株につき、本条第2項に定める額(以下「甲種優先配当金」という。)</u>の剰余金の配当(以下「甲種優先配当」という。)を行う。なお、<u>甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者への甲種優先配当の支払い及び乙種優先株式を有する株主(以下「乙種優先株主」という。)</u>又は<u>乙種優先株式の登録株式質権者(以下「乙種優先登録株式質権者」という。)</u>への乙種優先配当(第23条第1項に定める。以下同じ。)の支払いは同順位とする。</p> <p>2. (1) <u>甲種優先配当金の額は、甲種優先株式1株につき、当該配当に係る基準日の属する事業年度の甲種優先株式基本価額に甲種優先配当率を乗じた金額(ただし、甲種優先株式に係る払込期日が属する事業年度に属する日を基準日として剰余金の配当を行う場合又は事業年度終了日以外の日を基準日として剰余金の配当を行う場合は、当該配当に係る基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該事業年度が払込期日の属する事業年度の場合には、払込期日)(同日を含む。))から当該配当に係る基準日(同日を含む。))までの実日数で日割計算(1年を365日として計算し、除算は最後に行い、1円未満の端数は切り捨てる。以下の日割計算について同様とする。)をすることにより算出される額)とする。ただし、<u>当該事業年度に属する日を基準日とする甲種優先配当金の全部又は一部の配当がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。</u></u></p> <p>(2) <u>本章において、「甲種優先株式基本価額」とは、払込期日の属する事業年度においては、100,000,000円とし、翌事業年度以降は、前事業年度の末日時点における甲種優先株式基本価額に、前事業年度に属する日を基準日とする甲種優先配当金の全部又は一部の配当が行われなかった場合には当該未払いの甲種優先配当金の額を加算した額とする。ただし、ある事業年度において本条第4項に定める甲種特別配当が行われた場合には、当該甲種特別配当が支払われた日に当該甲種特別配当の額に相当する額を甲種優先株式基本価額から減額するもの</u></p>	<p>第1章 総則 第1条～第5条 (現行どおり) 第2章 株式 第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、2,070,000,000株とする。</p> <p>第7条 (現行どおり) 第8条 (単元株式数) 当社の普通株式の単元株式数は100株とする。</p> <p>第9条～第11条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

とする。なお、当該甲種特別配当が行われた場合、甲種優先配当金の額の計算にあたっては、当該甲種特別配当の日の前日（同日を含む。）までの期間については、当該減額前の甲種優先株式基本価額を、また、当該甲種特別配当の日（同日を含む。）以降の期間については、当該減額後の甲種優先株式基本価額を、それぞれ用いて日割計算を行うものとする。

(3) 本章において「甲種優先配当率」とは以下に定める率（年率）をいう。ただし、ある事業年度の初日から当該配当に係る基準日までの期間に甲種優先配当率の変更が生じることになる場合、甲種優先配当金の額の計算にあたっては、変更前の期間については変更前の甲種優先配当率を、変更後の期間については変更後の甲種優先配当率を用いて、日割計算を行うものとする。

払込期日から 2024 年 6 月 16 日まで：4.05%

2024 年 6 月 17 日から 2025 年 3 月 31 日まで：

8.05%

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日まで：

7.05%

2026 年 10 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで：

8.35%

2027 年 4 月 1 日以降：9.65%

3. ある事業年度に属する日を基準日として、甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者に対して本条第 1 項に基づき支払う 1 株当たりの甲種優先配当の額の合計額が当該事業年度に係る甲種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

4. 当社は、その選択により、普通配当、甲種優先配当若しくは乙種優先配当に先立ち、又は、普通配当、甲種優先配当若しくは乙種優先配当を行った後に、甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者に対し、甲種優先株式 1 株につき、その時点における甲種優先株式基本価額から 100,000,000 円を控除した額を超えない範囲で、剰余金の配当（以下「甲種特別配当」という。）を行うことができる。なお、甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者への甲種特別配当の支払い及び乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者への乙種特別配当（第 23 条第 4 項に定める。以下同じ。）の支払いは同順位とする。

5. 当社は、本条第 1 項及び第 4 項に定めるもののほか、甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者に対し剰余金の配当は行わない。

第 15 条（残余財産の分配）

1. 当社は、残余財産を分配するときは、甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及び乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に先立ち、甲種優先株式 1 株につき、本条第 2 項に定める額の金銭（以下「甲種優先株式取得価額」という。）を支払う。

2. 「甲種優先株式取得価額」は、甲種優先株式 1 株につき、残余財産分配日における甲種優先株式基本価額に、残余財産分配日における 1 株当たり未払配当金相当額を加算した額をいう。「残余財産分配日における 1 株当たり未払配当金相当額」とは、残余財産分配日を剰余金の配当基準日と仮定し、第 14 条の定めに従って、残余財産分配日が属する事業年度の初日（ただし、当該事業年度が払込期日の属する事業年度の場合には、払込期日）（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの実日数で日割計算により算出される甲種優先配当金の額をいう。ただし、当該事業年度に属する日を基準日とする甲種優先配当金の全部又は一部の配当がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。

3. 当社は、本条第 1 項に定めるもののほか、甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者に対し残余財産の分配を行わない。

第 16 条（議決権）

甲種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

第 17 条（種類株主総会の決議事項）

当社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、甲種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。ただし、同項第 1 号に

(削除)

(削除)

(削除)

規定する定款の変更（単元株式数についてのものを除く。）を行う場合は、この限りでない。

第 18 条（金銭を対価とする取得請求権）

甲種優先株主は、以下の各号に定めるいずれかの事由が発生したときは、法令の定める範囲内において、当会社に対し、金銭を対価として甲種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする（当該請求をした日を、以下「甲種優先株式取得請求日」という。）。かかる請求があった場合には、当会社は、甲種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、甲種優先株式取得請求日における会社法第 461 条第 2 項の分配可能額を限度として、甲種優先株主に対して、第 15 条第 2 項に定める甲種優先株式取得価額相当額の金銭の交付を行うものとする（ただし、本条にいう甲種優先株式取得価額を算出する場合は、第 15 条第 2 項の「残余財産分配日」を「甲種優先株式取得請求日」と読み替える。）。ただし、甲種優先株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合には、当会社が取得すべき甲種優先株式は、取得請求された株式数に応じた比例按分の方法その他当会社の取締役会が定める合理的かつ公平な方法により決定する。

(1) 2027 年 12 月 17 日を経過したとき。

(2) 法令に基づき当会社の取締役会又は株主総会で承認されたいずれかの事業年度の計算書類により算出した当該事業年度末における当会社の分配可能額が当該事業年度の末における全ての発行済みの甲種優先株式の甲種優先株式取得価額及び全ての発行済みの乙種優先株式の乙種優先株式取得価額の合計額を下回るとき。ただし、当該事業年度の計算書類が承認された当会社の取締役会又は株主総会の日から 3 ヶ月以内に、当会社の分配可能額が当該事業年度の末における全ての発行済みの甲種優先株式の甲種優先株式取得価額及び全ての発行済みの乙種優先株式の乙種優先株式取得価額の合計額以上となった場合は、この限りではない。

(3) 当会社又はキオクシア株式会社が、自らの負担する金融債務について、当該金融債務にかかる期限の利益喪失事由（名称の如何を問わない。）の発生により、その支払期限よりも前に期限の利益を喪失したとき。ただし、金額が 2,000,000,000 円（又は他の通貨での同等額）以下である金融債務又はグループ会社間の借入又は劣後借入に基づく金融債務については、この限りではない。

第 19 条（金銭を対価とする取得条項）

当会社は、当会社の取締役会決議をもって別に定める日（以下本条において「甲種優先株式取得日」という。）が到来したときは、法令の定める範囲内において、甲種優先株式取得価額相当額の金銭の交付と引換えに、甲種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとする（ただし、本条にいう甲種優先株式取得価額を算出する場合は、第 15 条第 2 項の「残余財産分配日」を「甲種優先株式取得日」と読み替える。）。当会社が、取得対象となる甲種優先株式の一部のみを取得する場合には、取得対象となる甲種優先株式数に応じた比例按分の方法その他当会社の取締役会が定める合理的かつ公平な方法による。

第 20 条（株式の併合又は分割、募集株式の割当て等）

1. 当会社は、甲種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

2. 当会社は、甲種優先株主には募集株式の割当てを受け、権利又は募集新株予約権の割当てを受け、権利を与えず、また甲種優先株主には株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

第 4 章 乙種優先株式

第 21 条（乙種優先株式）

当会社の発行する乙種優先株式の内容は、第 2 章及び本章に定めるとおりとし、特に定めがない点については、普通株式と同一の内容とする。

第 22 条（譲渡制限）

譲渡による乙種優先株式の取得については、当会社の承認を得なければならない。

第 23 条（剰余金の配当）

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

1. 当社は、剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対し、普通配当に先立ち、乙種優先株式 1 株につき、本条第 2 項に定める額（以下「乙種優先配当金」という。）の剰余金の配当（以下「乙種優先配当」という。）を行う。なお、乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者への乙種優先配当の支払い及び甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者への甲種優先配当の支払いは同順位とする。
2. (1) 乙種優先配当金の額は、乙種優先株式 1 株につき、当該配当に係る基準日の属する事業年度の乙種優先株式基本価額に乙種優先配当率を乗じて算出した額（ただし、乙種優先株式に係る払込期日が属する事業年度に属する日を基準日として剰余金の配当を行う場合又は事業年度終了日以外の日を基準日として剰余金の配当を行う場合は、当該配当に係る基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該事業年度が払込期日の属する事業年度の場合には、払込期日（同日を含む。）から当該配当に係る基準日（同日を含む。）までの実日数で日割計算とする。ただし、当該事業年度に属する日を基準日とする乙種優先配当金の全部又は一部の配当がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。）
(2) 本章において、「乙種優先株式基本価額」とは、払込期日の属する事業年度においては、100,000,000 円とし、翌事業年度以降は、前事業年度の末日時点における乙種優先株式基本価額に、前事業年度に属する日を基準日とする乙種優先配当金の全部又は一部の配当が行われなかった場合には当該未払いの乙種優先配当金の額を加算した額とする。ただし、ある事業年度において乙種特別配当が行われた場合には、当該乙種特別配当が支払われた日に当該乙種特別配当の額に相当する額を乙種優先株式基本価額から減額するものとする。なお、当該乙種特別配当が行われた場合、乙種優先配当金の額の計算にあたっては、当該乙種特別配当の日の前日（同日を含む。）までの期間については、当該減額前の乙種優先株式基本価額を、また、当該乙種特別配当の日（同日を含む。）以降の期間については、当該減額後の乙種優先株式基本価額を、それぞれ用いて日割計算を行うものとする。
(3) 本章において「乙種優先配当率」とは以下に定める率（年率）をいう。ただし、ある事業年度の初日から当該配当に係る基準日までの期間に乙種優先配当率の変更が生じることになる場合、乙種優先配当金の額の計算にあたっては、変更前の期間については変更前の乙種優先配当率を、変更後の期間については変更後の乙種優先配当率を用いて、日割計算を行うものとする。
払込期日から 2024 年 6 月 16 日まで：4.30%
2024 年 6 月 17 日から 2025 年 3 月 31 日まで：
8.30%
2025 年 4 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日まで：
7.30%
2026 年 10 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで：
8.60%
2027 年 4 月 1 日以降：9.90%
3. ある事業年度に属する日を基準日として、乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対して本条第 1 項に基づき支払う 1 株当たりの乙種優先配当の額の合計額が当該事業年度に係る乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
4. 当社は、その選択により、普通配当、甲種優先配当若しくは乙種優先配当に先立ち、又は、普通配当、甲種優先配当若しくは乙種優先配当を行った後に、乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対し、乙種優先株式 1 株につき、その時点における乙種優先株式基本価額から 100,000,000 円を控除した額を超えない範囲で、剰余金の配当（以下「乙種特別配当」という。）を行うことができる。なお、乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者への乙種特別配当の支払い及び甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者への甲種特別配当の支払いは同順位とする。
5. 当社は、本条第 1 項及び第 4 項に定めるもののほか、乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対し剰

余金の配当は行わない。

第 24 条 (残余財産の分配)

1. 当社は、残余財産を分配するときは、乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、乙種優先株式 1 株につき、本条第 2 項に定める額の金銭 (以下「乙種優先株式取得価額」という。) を支払う。
2. 「乙種優先株式取得価額」は、乙種優先株式 1 株につき、残余財産分配日における乙種優先株式基本価額に、残余財産分配日における 1 株当たり未払配当金相当額を加算した額をいう。「残余財産分配日における 1 株当たり未払配当金相当額」とは、残余財産分配日を剰余金の配当基準日と仮定し、第 23 条の定めに従って、残余財産分配日が属する事業年度の初日 (ただし、当該事業年度が払込期日の属する事業年度の場合には、払込期日) (同日を含む。) から残余財産分配日 (同日を含む。) までの実日数で日割計算により算出される乙種優先配当金の額をいう。ただし、当該事業年度に属する日を基準日とする乙種優先配当金の全部又は一部の配当がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。
3. 当社は、本条第 1 項に定めるもののほか、乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対し残余財産の分配を行わない。

(削除)

第 25 条 (議決権)

乙種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(削除)

第 26 条 (種類株主総会の決議事項)

当社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、乙種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。ただし、同項第 1 号に規定する定款の変更 (単元株式数についてのものを除く。) を行う場合は、この限りでない。

(削除)

第 27 条 (金銭を対価とする取得請求権)

乙種優先株主は、第 18 条各号に定めるいずれかの事由が発生したときは、法令の定める範囲内において、当社に対し、金銭を対価として乙種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする (当該請求をした日を、以下「乙種優先株式取得請求日」という。)。かかる請求があった場合には、当社は、乙種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、乙種優先株式取得請求日における会社法第 461 条第 2 項の分配可能額を限度として、乙種優先株主に対して、第 24 条第 2 項に定める乙種優先株式取得価額相当額の金銭の交付を行うものとする (ただし、本条にいう乙種優先株式取得価額を算出する場合は、第 24 条第 2 項の「残余財産分配日」を「乙種優先株式取得請求日」と読み替える。)。ただし、乙種優先株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合には、当社が取得すべき乙種優先株式は、取得請求された株式数に応じた比例按分の方法その他当社の取締役会が定める合理的かつ公平な方法により決定する。

(削除)

第 28 条 (金銭を対価とする取得条項)

当社は、当社の取締役会決議をもって別に定める日 (以下本条において「乙種優先株式取得日」という。) が到来したときは、法令の定める範囲内において、乙種優先株式取得価額相当額の金銭の交付と引換えに、乙種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとする (ただし、本条にいう乙種優先株式取得価額を算出する場合は、第 24 条第 2 項の「残余財産分配日」を「乙種優先株式取得日」と読み替える。)。当社が、取得対象となる乙種優先株式の一部のみを取得する場合には、取得対象となる乙種優先株式数に応じた比例按分の方法その他当社の取締役会が定める合理的かつ公平な方法による。

(削除)

第 29 条 (株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)

1. 当社は、乙種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
2. 当社は、乙種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また乙種優先株主には株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(削除)

<p>第 5 章 株主総会 第 30 条～第 35 条 (条文省略) 第 36 条 (種類株主総会) 1. 第 32 条、第 33 条及び第 35 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2. 会社法第 199 条第 1 項及び第 238 条第 1 項の決定については、いかなる種類株主総会の決議も要しないものとする。</p> <p>第 6 章 取締役及び取締役会 第 37 条～第 46 条 (条文省略) 第 7 章 監査役及び監査役会 第 47 条～第 55 条 (条文省略) 第 8 章 会計監査人 第 56 条～第 58 条 (条文省略) 第 9 章 計算 第 59 条～第 62 条 (条文省略)</p>	<p>第 3 章 株主総会 第 12 条～第 17 条 (現行どおり) (削除)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 第 18 条～第 27 条 (現行どおり) 第 5 章 監査役及び監査役会 第 28 条～第 36 条 (現行どおり) 第 6 章 会計監査人 第 37 条～第 39 条 (現行どおり) 第 7 章 計算 第 40 条～第 43 条 (現行どおり)</p>
--	---

以 上